

あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要領

(令和2年6月30日制定)

(目的)

第1条 この要領は、県が定めるあいちスタートアップ創業支援事業費補助金実施要領（以下「実施要領」という。）第18条に基づき、株式会社ツクリエ（以下「補助事業者」という。）が愛知発スタートアップ企業の創出の促進を図るために実施する補助金交付事業に関する必要事項を定め、その業務を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 このあいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要領（以下「本交付要領」という。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 起業 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する個人事業の開業届出もしくは会社法（平成17年法律第86号）第911条から第914条に規定する株式会社等の設立の登記を行い、新たに事業を開始することをいう。なお、起業者とは、株式会社等にあつては代表権を有する者をいう。
- (2) 起業支援金 本交付要領において、県内で起業する者に対して、起業に要する経費の一部を支援するものをいう。
- (3) 伴走支援 本交付要領において、県内で起業する者に対して事業の成長を加速するための経営面等に係る各種支援のことをいう。

(事業の内容)

第3条 本交付要領により、県内で起業する者に対して、起業支援金の交付及び伴走支援を行うことにより、愛知県の産業経済が今後も成長していくために重要な鍵となるイノベーションの創出の重要な担い手となる、愛知発スタートアップ企業の創出を支援する。

(補助対象者、補助対象事業並びに起業支援金の限度額及び補助率)

第4条 補助対象者、補助対象事業並びに起業支援金の限度額及び補助率は別表1のとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 起業支援金は、前条で規定する補助対象事業を実施するために必要な経費であつて、別表2に掲げるもののうち、株式会社ツクリエ代表取締役社長（以下「補助事業者代表」という。）が必要かつ適正と認めるものについて、予算の範囲内で交付する。

なお、本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）又は県の他の補助金、助成金の交付を受けていない、又は受けることが決まっていないことを要する。

(補助対象期間)

第6条 起業支援金交付対象事業の対象期間は、起業支援金交付決定日以降、補助事業者代

表が別に定める期日までとする。

(交付申請)

第7条 起業支援金の交付を受けようとする者は、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）交付申請書（様式第1）に関係書類を添えて、補助事業者代表が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 起業支援金の交付を受けようとするものは、前項の申請書において、当該起業支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定)

第8条 補助事業者代表は、前条の規定により起業支援金を受けようとする者からあいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）交付申請書の提出があったときは、形式要件の確認と必要に応じてヒアリング等を実施し、原則として補助事業者による審査を行った上で、補助事業者代表が別に設置するあいちスタートアップ創業支援事業審査委員会を開催し、その審査結果を踏まえ、起業支援金を交付すべき事業及び額の決定を行う。

- 2 補助事業者代表は、前項の規定により起業支援金の交付決定をしたときは、速やかにあいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）交付決定通知書（様式第2）により、起業支援金の交付を申請した者に通知するものとする。
- 3 補助事業者代表は、前項の決定に際して次の条件を付すものとし、また、必要に応じてその他の条件を付すものとする。
 - (1) 起業支援金の交付決定を受けた者（以下「交付対象事業者」という。）は、実施要領及び本交付要領の規定に従うこと。
 - (2) 交付対象事業者は、起業支援金の交付決定を受けた事業（以下「交付対象事業」という。）の内容の変更（補助事業者代表が別に定める軽微なものを除く。）をしようとするときは、速やかにあいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）に係る補助事業変更承認申請書（様式第3）により補助事業者代表の承認を受けること。
 - (3) 交付対象事業者は、交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかにあいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）に係る補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4）により補助事業者代表の承認を受けること。
 - (4) 交付対象事業者は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は交付対象事業の遂行が困難となったときは、速やかにあいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）に係る補助事業遅延等報告書（様式第5）を補助事業者代表に提出し、その指示を受けること。

(5) 交付対象事業者は、起業支援金交付年度終了後においても、補助事業者代表が行う交付対象事業の成果等に関する調査に協力すること。

(申請の取下げ)

第9条 前条第2項の通知を受けた交付対象事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、起業支援金交付決定通知を受けた日から10日以内にあいちスタートアップ創業支援事業費補助金(起業支援金)交付申請取下書(様式第6)を補助事業者代表に提出して取下げを行うこと。

(公表)

第10条 補助事業者代表は、起業支援金の交付が決定された事業については、交付対象事業者の事業主体名、事業名、事業概要等を公表するものとする。

(事業の執行)

第11条 交付対象事業者は、起業支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって交付対象事業を行わなければならない。

(事業遂行状況報告)

第12条 交付対象事業者は、補助事業者代表から交付対象事業の遂行状況について照会があった場合には、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金(起業支援金)に係る補助事業遂行状況報告書(様式第7)を別に定める日までに補助事業者代表に提出しなければならない。

(事業の遂行等の命令)

第13条 補助事業者代表は、交付対象事業者が提出する報告等により、交付対象事業者の実施する事業が起業支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付対象事業者に対し、それらに則して交付対象事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

(実績報告)

第14条 交付対象事業者は、交付対象事業が完了したとき(交付対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)は、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金(起業支援金)に係る補助事業実績報告書(様式第8)に関係書類を添えて、別に定める日までに補助事業者代表に提出しなければならない。

(起業支援金の額の確定)

第15条 補助事業者代表は、前条の規定により交付対象事業者から実績報告書の提出を受けたときは、書面審査及び必要に応じ現地調査等を行い、交付対象事業の成果が起業支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき起業支援金の額を確定し、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金(起業支援金)確定通知書(様式第9)により交付対象事業者に通知するものとする。

(起業支援金の交付請求)

第16条 交付対象事業者は、前条の通知を受けた後、起業支援金の交付を受けようとする

きは、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）請求書（様式第10）を補助事業者代表に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第17条 補助事業者代表は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- （1） 本交付要領に違反したとき。
- （2） 虚偽その他不正の行為があったとき。
- （3） 起業支援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- （4） 起業支援金を交付対象事業以外の用途に使用したとき。

2 前項の規定は、起業支援金の交付額の確定があった後においても適用する。

3 補助事業者代表は、起業支援金交付決定の取消しをした場合には、その旨を交付対象事業者に対し速やかに通知するものとする。

（起業支援金の返還）

第18条 交付対象事業者は、前条の規定により、起業支援金の交付決定の取消しを受けた場合において、既に起業支援金の交付を受けているときは、起業支援金を補助事業者に返還しなければならない。

2 交付対象事業者は、第14条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により起業支援金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定し、その金額が実績報告時の金額を上回った場合には、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第11）を補助事業者代表に提出しなければならない。

3 補助事業者代表は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（加算金及び遅延金）

第19条 交付対象事業者は、前条の規定により交付を受けた起業支援金の返還を求められたときは、その命令に係る起業支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、起業支援金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 交付対象事業者は、起業支援金の返還を求められ、納期日までにこれを納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を納付しなければならない。

（立入検査等）

第20条 補助事業者代表は、起業支援金交付事業の適正を期するため必要があるときは、交付対象事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとし、交付対象事業者は、速やかにこれに応じるものとする。

(起業支援金の経理)

第 21 条 交付対象事業者は、起業支援金に係る経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を交付対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第 22 条 交付対象事業者は、起業支援金により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって適切に管理するとともに、当該事業の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 交付対象事業者は、取得財産を処分する場合には、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）に係る補助事業財産処分承認申請書（様式第 12）により補助事業者代表の承認を受けなければならない。

3 前項の場合において、交付対象事業者は、当該取得財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める期間を経過している場合を除き、取得財産の処分により収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付しなければならない。

(事業化状況報告)

第 23 条 交付対象事業者は、補助事業実施年度の翌年度から 5 年間、毎会計年度終了後 30 日以内に当該補助事業に係る過去 1 年間の事業化状況について、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）に係る事業化状況報告書（様式第 13）を補助事業者代表に提出しなければならない。

(雑則)

第 24 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は補助事業者代表が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 3 0 日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助対象者、補助対象事業並びに起業支援金の限度額及び補助率

1. 補助対象者は、以下の要件すべてを満たす者とする。

- ア 県の会計年度の初日以降、起業支援金対象期間の末日までに、個人事業の開業届出もしくは株式会社等の設立を行い、その代表者となる者であること。
- イ 県内に居住していること、あるいは、起業支援金対象期間完了日までに県内に転居する予定であること。
- ウ 個人事業の開業の届出又は法人の登記を県内で行うこと。
- エ 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。
- オ 申請者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力※1 又は反社会勢力との関係を有する者ではないこと。
- カ 住民税を滞納していないこと。
- キ 中小企業者※2 であること。みなし大企業※2 は不可とする。
- ク その他、起業支援金を交付することについて、補助事業者代表が不相当と認める事由を抱える者でないこと。

※1 反社会的勢力の定義は次のとおり。

愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者。

※2 中小企業者の定義は次のとおり。

業種分類	定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主

注 会社とは株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人を指す。

※3 みなし大企業は次のいずれかに該当する者をいう。

- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者。
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

※大企業とは※1で定義する中小企業者以外の会社をいう。ただし、中小企業投資育成会社法に規定する中小企業投資育成会社は除く。

2. 補助対象事業は、上記1の要件を満たす者が行う以下の要件をすべて満たす事業とする。

ア 愛知県における地域の課題※1の解決を目指して新たに起業する社会的事業※2であること。

イ ITや新しい技術等を活用して新市場の開拓や高成長を目指す事業であること。

ウ 県内で実施される事業であること。

エ 会計年度の初日以降、起業支援金対象期間の末日までに新たに起業する事業であること。

オ 公序良俗に反する事業でないこと。

カ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

※1 愛知県が地域の課題としている分野

- ・生活の安心・安全
- ・生活の利便性向上
- ・子育て支援
- ・観光、まちづくり推進そのほか地域の魅力向上
- ・環境、エネルギー
- ・健康、医療
- ・その他地域の課題と認められるもの

※2 社会的事業の要件（①から③をすべて満たすこと）

- ①地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
- ②提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
- ③地域の課題に対し、地域における課題解決に資するサービスの供給が求められていること（必要性）

3. その他の要件

本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）又は県の他の補助金、助成金の交付を受けていない、又は受けることが決まっていないこと。

4. 起業支援金の限度額及び補助率

起業支援金の限度額は、25万円以上200万円以下。補助率は、2分の1以内とする。

別表 2（第 5 条関係）

補助対象経費

- ・ 人件費（起業支援金の交付対象事業に直接従事する従業員に限る。）
- ・ 店舗等借料
- ・ 設備費
- ・ 原材料費
- ・ 知的財産権等関連経費
- ・ 謝金
- ・ 旅費
- ・ マーケティング調査費
- ・ 広報費
- ・ 外注費
- ・ 委託費
- ・ その他の経費